

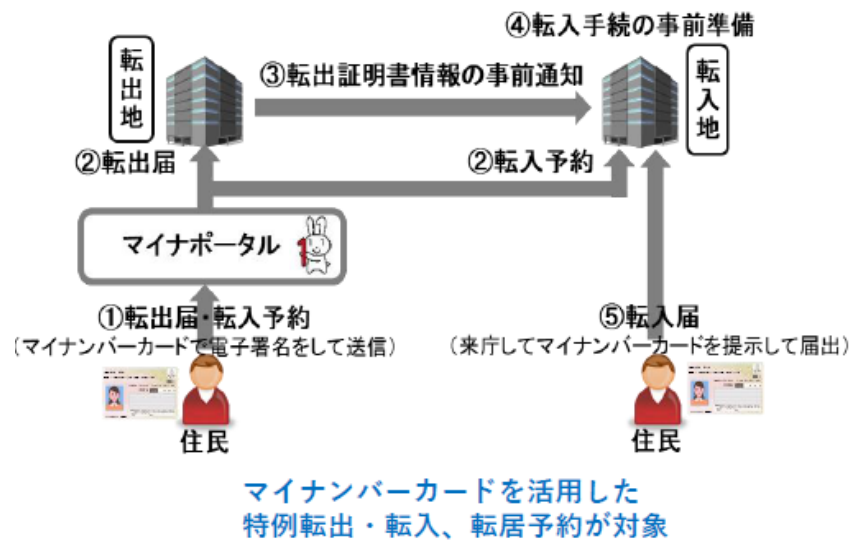
引越しワンストップサービスの運用開始について

1. 概要

国が進める「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和5年2月6日より、全自治体でマイナポータルを通じたオンラインによる転出届の受理及び転入(転居)予約の受付が開始されます。

マイナンバーカードの利便性向上を図るとともに、行政のデジタル化を推進する観点から、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を推進するものです。

2. 手続きの流れ



- ① マイナンバーカード所有者が、マイナポータルからオンラインで、転出届と転入予約を同時に行う。
- ② マイナポータルを通じて、転出地には転出届が、転入地には転入予約が、それぞれ届く。
- ③ 転出地が、転入地に対し、転出証明書情報(氏名、転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出の予定年月日等)を通知。
- ④ 転入地が、転出証明書情報を基に転入届にあらかじめ印字を行うなど、転入手続の事前準備を行う。
- ⑤ マイナンバーカード所有者が、予約日に転入地に来庁し、転入手続を行う。

3. 効果

市民の利便性の向上

(オンラインでの転出届・転入予約、窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮)

- ・転出時の手続では、来所が不要となる
- ・転入時の手続きでは、手続きに係る時間が短縮される

行政事務の効率化

(事務処理のデジタル化)